とあり、及び同条第三項中「退職共済年金」とあるのは「特例老齢農林一時金」と、廃止前農林共済法第七十八条中「組合員又はこの法律に基づく給付」とあり、及び「組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付」とあるのは「旧農林共済組合の組合員であつた者又は特例老齢農林一時金」と読み替えるものとする。

7　特例老齢農林一時金は、平成十三年統合法附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第二項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第六十三条第一項及び第六十六条第一項の規定の適用については、平成十三年統合法附則第二十五条第三項第一号から第三号までに掲げる給付とみなす。

（特例老齢農林一時金の返還等）

第二十五条の三　特例老齢農林一時金の支給を受けた者は、前条第一項の規定による請求をした日の翌日以後厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その資格を取得した日の属する月の翌月からその資格を喪失した日の属する月までの各月に対応する当該特例老齢農林一時金の額の算定の基礎となった各月分年金相当額を合計して得た額をその資格を喪失した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、存続組合に返還しなければならない。ただし、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した日とその資格を喪失した日が同じ月に属する場合には、この限りでない。

2　前項本文の規定による返還すべき額が千円未満であるときは、同項本文の規定にかかわらず、同項本文の規定による返還は要しないものとする。

3　特例老齢農林一時金の支給を受けることができることとなった者であってその支給を受けていないものが厚生年金保険の被保険者の資格を取得した場合には、前条第二項前段の規定にかかわらず、その者に対し、当該特例老齢農林一時金を支給しない。

第二十条第一項中「当該給付」とあるのは「当該特例一時金」と」の下に「「得た額）を合算した額」とあるのは「得た額）」と」を加え「「当該給付の額」とあるのは「当該特例一時金」を「当該給付の額の総額」とあるのは「当該特例一時金の額に当該給付の額」と、「当該給付の額に当該給付の額」とあるのは「当該特例一時金の額に当該特例一時金の額」を「当該給付」とあるのは「当該特例一時金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　平成十三年統合法附則第五十八条第一項及び第三項並びに第二十九条第一項から第四項まで、第十項及び第十一項の規定は、特例老齢農林一時金について準用する。この場合において、同条第一項中「平成十三年統合法附則第二十五条第四項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該年度」とあるのは「当該年度」と、「当該給付」とあるのは「当該特例老齢農林一時金」と、「得た額）を合算した額」とあるのは「得た額）」と、同条第二項中「九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に係る当該給付」とあるのは「十月一日前一年間に支給された特例老齢農林一時金」と、「当該給付の額の総額」とあるのは「当該特例老齢農林一時金の総額」と、同条第三項中「当該給付」とあるのは「当該特例老齢農林一時金」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（特例老齢農林一時金の請求に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に特例老齢農林年金の受給権を取得した者についてのこの政令による改正後の第二十五条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「当該特例老齢農林年金の受給権を取得した日」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百六十八号）の施行の日」と、「その支給」とあるのは「当該特例老齢農林年金の支給」とする。

農林水産大臣　赤松　広隆
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

告　示

○法務省告示第五百五十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年十一月二十六日

法務大臣　千葉　景子

住所　千葉県松戸市高**塚**新田512番地８
伍紅羽　昭和47年５月19日生

住所　埼玉県越谷市赤山町１丁目78番地１
李秀英　昭和53年１月26日生

住所　滋賀県大津市雄琴北１丁目18番11号
文龍　昭和61年９月15日生

住所　大阪市旭区新森２丁目15番10号
楊汝賢　昭和38年10月13日生

住所　福岡県京都郡みやこ町豊津1994番地11
李庄吉　昭和16年５月19日生

張春子　昭和20年２月10日生

住所　神奈川県藤沢市本藤沢３丁目10番６号
グェン・ティ・ミン・フェン　昭和60年９月11日生

住所　東京都八王子市南大沢３丁目16番地２
王芳　昭和49年９月11日生

古冰兒　平成７年２月24日生

古潤棋　平成９年１月16日生

住所　沖縄県宜野湾市野嵩１丁目39番10号
郭家淦　昭和24年５月４日生

王小娟　昭和28年12月３日生

郭怡希　平成２年11月18日生

住所　神戸市垂水区日向１丁目６番１―1307号
許美姫　昭和29年４月１日生

陳**博**義　昭和54年６月２日生

陳怡旭　昭和57年４月２日生

住所　東京都東久留米市滝山７丁目１番５号
李秀**蓮**　昭和35年11月14日生

住所　茨城県取手市戸頭７丁目７番１―308号
鄭寶慧　昭和38年４月３日生

崔礼　平成10年４月10日生

崔拓　平成11年５月18日生

住所　大阪府大阪狭山市茱**萸**木３丁目1373番地21
毛麗娟　昭和43年３月６日生

住所　埼玉県川口市芝富士２丁目７番30―101号
呂貞**蘭**　昭和27年７月17日生

住所　愛知県春日井市花長町１丁目18番地17
李倩　昭和35年12月２日生

吳李孝　平成６年11月６日生

吳李賓　平成10年４月16日生

住所　東京都西東京市北町２丁目12番６号
吳幸榮　昭和51年７月２日生

住所　茨城県守谷市薬師台３丁目10番地７
卓佳駿　平成10年10月28日生

周韋辰　平成12年12月24日生

住所　埼玉県深谷市東方3701番地３
曹燦　昭和48年１月15日生

住所　大分県竹田市直入町大字長湯9067番地69
吳星薇　昭和52年３月31日生

住所　新潟県十日町市川治1348番地２
徐冬玲　昭和52年４月15日生

住所　東京都品川区南大井２丁目12番10―1216号
吳卓　昭和52年７月16日生

住所　千葉県船橋市海神５丁目16番31―301号
劉美娜　昭和60年５月24日生

住所　東京都港区東麻布１丁目18番７号
王延平　昭和50年９月30日生

李子豪　平成７年９月28日生

住所　福岡市早良区高取２丁目５番46―1007号
王琳　昭和50年11月18日生

住所　東京都足立区江北６丁目30番３―504号
エムディ・フィロズウル・イスラム　昭和53年12月19日生

住所　東京都中野区南台４丁目10番４号
金佩芬　昭和34年10月29日生

住所　大阪市生野区中川西１丁目10番10号
任**澤**正　昭和59年２月20日生

住所　大阪市東成区中道２丁目６番４号
申祐子　昭和61年４月14日生

住所　東京都足立区島根４丁目20番５―305号
張留平　昭和47年12月６日生

肖馳　平成９年12月16日生

楊玉瀛　平成12年７月27日生

楊心海　平成18年９月19日生

住所　東京都豊島区巣鴨４丁目22番７号
馬寶寰　昭和54年10月４日生

住所　熊本市帯山１丁目22番62号
ドリス・エリコ・オオタグロ　昭和25年11月８日生

住所　神奈川県大和市西鶴間１丁目13番14号
劉晴美　昭和46年６月７日生

住所　神奈川県大和市西鶴間１丁目13番14号
魏光子　昭和20年８月25日生

住所　千葉県柏市大津ヶ丘２丁目31番６―203号
李偉燕　昭和46年12月13日生

住所　沖縄県沖縄市住吉２丁目16番44号
ロジェル・マウリシオ・シモカド・アイバル
昭和51年８月１日生

住所　福島県伊達市保原町二井田字形辺65番地
王晶　昭和51年11月３日生